

災害義援金を募集します

令和3年8月11日からの大雨により、各地に甚大な被害が生じています。
この災害で被災された方々を支援するため、下記の通り義援金の募集を行います。
受付は、日本赤十字社で行います。募金方法等詳しくは下記事務局まで
ご連絡下さい。皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

問合せ先

■日本赤十字社 八代市地区

事務局 八代市社会福祉協議会

TEL 0965-62-8228

【令和3年8月大雨災害義援金】

受付期間 令和3年8月23日(月)～令和4年3月31日(木)

現在の配分先: 福岡県・佐賀県・長崎県・島根県(令和3年8月25日時点)

【日本赤十字社】

義援金の受付方法

(1) 地域を限定しての寄付 ※専用口座での受付は配分先によって受付期間が異なります

(1-1) 福岡県支部義援金受入れ口座 受付期間: 令和3年8月23日(月)～令和4年3月31日(木)

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
福岡銀行	本店	普通預金 6836167	日本赤十字社福岡県支部 支部長 服部 誠太郎
西日本シティ銀行	本店	普通預金 3547516	

※ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途掛かる場合があります。
※受領証の発行を希望の場合は、その旨、下記福岡県支部に連絡してください。
日本赤十字社福岡県支部 事業課
TEL: 092-523-1171 FAX: 092-521-2552
(住所、氏名、送金日、金額等を連絡してください)

(1-2) 佐賀県支部義援金受入れ口座 受付期間: 令和3年8月23日(月)～令和4年3月31日(木)

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行	呉服町支店	普通預金 2060633	日本赤十字社佐賀県支部 支部長 山口 祥義

※ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途掛かる場合があります。
※受領証の発行を希望の場合は、その旨、下記佐賀県支部に連絡してください。
日本赤十字社佐賀県支部 総務課
TEL: 0952-25-3108 FAX: 0952-25-4184
(住所、氏名、送金日、金額等を連絡してください)

(1-3) 長崎県支部義援金受入れ口座 受付期間: 令和3年8月24日(火)～令和3年12月30日(木)

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
十八親和銀行	観光通支店	普通預金 0595411	日本赤十字社長崎県支部 支部長 中村 法道

※ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途掛かる場合があります。
※受領証の発行を希望の場合は、その旨、下記長崎県支部に連絡してください。
日本赤十字社長崎県支部 総務課
TEL: 095-846-0680 FAX: 095-846-0681
(住所、氏名、送金日、金額等を連絡してください)

(1-4) 島根県支部義援金受入れ口座 受付期間: 令和3年8月25日(水)～令和3年9月30日(木)

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
山陰合同銀行	県庁支店	普通預金 4504439	日本赤十字社島根県支部 支部長 丸山 達也

※ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途掛かる場合があります。
※受領証の発行を希望の場合は、その旨、下記島根県支部に連絡してください。
日本赤十字社島根県支部 総務課
TEL: 0852-21-4237 FAX: 0852-31-2411
(住所、氏名、送金日、金額等を連絡してください)

(2) 郵便振替の場合

金融機関	記号番号	口座加入者名
ゆうちょ銀行・郵便局	00190-2-697167	日赤令和3年8月大雨災害義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振替手数料は免除になります。
(ATMをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)
※受領証をご希望の場合は、振込用紙の通信欄「受領証希望」と明記のうえ、お名前・ご住所・お電話番号を記載してください。

(3) メガバンク口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金 2787573	日本赤十字社
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金 2105571	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金 0620529	

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。
※受領証の発行を希望される場合は、日本赤十字社 パートナーシップ推進部(TEL:03-3437-7081)
へ下記内容を連絡してください。
義援金名、住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名・支店名

※物品(衣料、食糧、布団等の救援品)の受付は行いません。

※受領証について

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細票は、受領証の代わりとなり、「免税証明書」として寄附金控除申請の際にご利用いただけます。この場合における確定申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類(下記に掲載の義援金募集要綱など)の添付などが必要になります。

<受領証の代用となるもの>

【郵便局から】 振込用紙の半券

【銀行から】 (窓口・ATM)ご利用明細票

(インターネットバンキング)確認画面を印刷したもの

ただし、受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に ①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号(義援金専用口座番号)が明らかにされているものに限られます。

令和3年8月大雨災害義援金募集要綱(PDF) (175.9 KB)

<https://www.jrc.or.jp/contribute/pdf/20210824-068117ceb6ccd858cb1c3da93dbbca6973e03583.pdf>